⑴　元本弁済

清算株式会社は、別表「債権元本額」欄記載の金額を次表の債権額に区分した上で弁済額を算出し、各債権者に対し、区分毎の弁済額の合計額を弁済する。

債権額の区分	弁済率	免除率
金10万円以下の部分	100%	0%
金10万円超、金1500万円以下の部分	12%	88%
金1500万円を超える部分	0.5%	99.5%

⑵　弁済の時期

清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、上記⑴の定めに従って算出された金額を支払う。

２　債務の免除

⑴　債権者は、本協定認可決定確定日に、利息及び遅延損害金を全額放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

⑵　債権者は、上記第２・１項に定める弁済と同時に、別表「債権元本額」欄記載の金額から上記弁済額を控除した特別清算債権元本残額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

３　佐藤澄子及び森山喜弘に対する債務の特則

上記第２・１項及び同２項の規定にかかわらず、佐藤澄子及び森山喜弘は、本協定の認可決定が確定することを条件として、いずれも特別清算債権を全額放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

４　追加弁済

上記第２・１項に定める弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各債権者（佐藤澄子及び森山喜弘を除く。以下同じ。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済の原資とし、各債権者の別表「債権元本額」欄記載の金額から上記弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、既になされた免除の効力は、追加弁済額の限度で、遡って効力を失うものとする。

第３　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

（別表省略）

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２０２９号

東京都中央区築地５丁目２番１号

清算株式会社　エスエス商会株式会社

代表清算人　齊藤　庄哉

１　決定年月日　平成21年11月４日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定債権

協定債権とは、エスエス商会株式会社（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、並びにこれに対する利息及び遅延損害金をいう。

各協定債権者が有する協定債権は、別表の「協定債権」欄記載の各金額とする。

２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権」欄記載の各金額を基準として行なう。

３　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

４　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

なお、協定債権者が本協定に基づく弁済予定日の３日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託することができる。

第２　担保付債権

１　定義

本協定における担保付債権とは、清算株式会社の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する協定債権で、特別清算開始申立日までに対抗要件を備えているもののうちその担保権で担保された範囲のものとする。

担保権付債権を有する協定債権者を「担保権付債権者」という。

２　弁済

⑴　担保権の対象となる資産は、売却（競売・任意売却）により換価処分し、換価代金から当該売却に係る諸費用を控除した上、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、担保権付債権の弁済に充てる。

⑵　担保権の対象となる資産の売却による換価処分が完了しないため、特別清算を結了する見込みがないと清算株式会社が判断したときは、清算株式会社は、担保権付債権者との間で合意により担保権の対象となる資産の評価額を確定した上で、裁判所の許可を条件とした当該物件の担保権付債権者に対する代物弁済により、担保権によって弁済を受けることができない残額（以下「不足額」という。）を確定させる。

⑶　確定した担保権付債権の不足額は一般債権の例によって権利の変更を行なう。

第３　一般債権

１　定義

⑴　協定債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権を「一般債権」という。

⑵　一般債権のうち、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権の元本額を「一般債権配当基準額」という。

２　権利の変更

協定債権者は、一般債権につき、以下の定めにより権利を変更し、弁済を受ける。

⑴　初回弁済

ア　清算株式会社は、各協定債権者（齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之を除く）に対し、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、一般債権配当基準額を以下の債権額に区分した上で、弁済額を算出し、各区分毎の弁済額を合計した総額を支払う。

・５万円以下の部分　100パーセント

・５万円を超える部分　0.2パーセント

イ　各協定債権者に対する弁済金額は、別表の「初回弁済予定」欄記載のとおりである。

ウ　協定債権者である齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之に対しては、初回弁済は行わない。

⑵　最終弁済

ア　清算株式会社は、各協定債権者（齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之を除く）に対し、全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価」という。）により得た残存する金員から、公租公課その他一般の優先権のある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権等」という。）に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資とし、全資産の換価が終了した日から１ヶ月以内に、各協定債権者（齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之を除く）の一般債権配当基準額から初回弁済額を控除した残額を基準に案分比例して弁済する。

イ　協定債権者である齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之に対しては、最終弁済は行わない。

⑶　免除

ア　清算株式会社は、最終弁済と同時に、各協定債権者（齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之を除く）から、協定債権全額から既弁済額を控除した残額について、債務の免除を受ける。

イ　清算株式会社は、最終弁済と同時に、協定債権者である齋藤和代・齋藤雅人・齋藤庄哉・松木弥栄子・河村浩之から、協定債権全額について債務の免除を受ける。